

令和7年度
守谷市一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月

守 谷 市

『 目 次 』

第1章 ごみ及び資源物

1. 計画処理区域及び排出量	1
(1) 計画処理区域	1
(2) 人口・世帯数及びごみ排出量の推移	1
(3) 排出量	2
2. 排出抑制の方策	4
3. 処理計画	6
(1) 収集運搬計画	6
① 処理主体	6
② 収集運搬する一般廃棄物の量	6
③ 収集回数	7
④ 分別・収集方法	8
⑤ 一般廃棄物の搬入先別運搬量	9
⑥ 収集運搬委託業者及び許可業者	10
⑦ その他	12
(2) 中間処理計画	15
① 処理施設	15
② 生ごみ堆肥化施設	16
(3) 最終処分計画	17
① 処分の方法	17
② 溶融スラグ・飛灰処理物及び溶融不適物の埋立処分委託先	17
③ 有害ごみ（乾電池・蛍光管等）の処分（リサイクル含む）委託先	17
(4) 占有者又は事業者の協力義務	17
① 計画遵守義務	17
② 排出禁止物	17
③ 市民の責務	18
④ 事業者の責務	18
(5) 一般廃棄物の処理手数料	18

第2章 し尿及び浄化槽汚泥

1. 計画処理区域及び排出量	19
(1) 計画処理区域	19
(2) 排出量	19
2. 処理計画	19
(1) 収集運搬計画	19
① 処理主体	19
② 収集運搬する一般廃棄物の量	19
③ 収集回数	19
④ 廃棄物の搬入先及び収集方法	20
⑤ 収集運搬業者	20
(2) 中間処理計画	20
① 処理施設	20

参考資料

① 1人1日当たりのごみの排出量	21
② 資源物集団回収量	21

一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、年度ごとに定める計画です。

本市では、今後10年間を計画期間とする守谷市一般廃棄物処理基本計画を令和4年3月に策定し、社会情勢の変化、本市の状況を踏まえ、市民・事業者・市が一体となってごみの減量化と再資源化に取り組むものとしています。

第1章 ごみ及び資源物

1. 計画処理区域及び排出量

(1) 計画処理区域

区分	計画収集区域
可燃ごみ	市内全域
不燃ごみ（プラスチック製容器包装を除くプラスチック類）	市内全域
不燃ごみ（金属類・割れ物）	市内全域
粗大ごみ	市内全域
有害ごみ	市内全域
缶・ビン類（資源物）	市内全域
古紙類・古着（資源物）	市内全域
プラスチック製容器包装（資源物）	市内全域
ペットボトル（資源物）	市内全域
生ごみ堆肥化（資源物）	市内全域

(2) 人口・世帯数及びごみ排出量の推移

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (計画)
人口	70,297人	70,580人	70,786人	71,032人
世帯数	29,638世帯	30,093世帯	30,495世帯	30,937世帯
ごみ排出量	19,190t	18,368t	18,097t (見込)	20,408t

※人口及び世帯数については、毎年度10月1日現在の住民基本台帳の人口です。令和7年度の人口及び世帯数については、令和6年度の人口、世帯数に令和4年度から令和6年度までの平均増加率（人口：0.35%、世帯：1.45%）を乗じ算出しています。

※令和6年度の「ごみ排出量」は令和6年1月から令和6年12月までの実績値になっています。

※令和7年度のごみ排出量は「守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和4年度～令和13年度）予測値を参考に算出しています。

(3) 排出量

ア) 一般家庭

(単位: t)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (計画)
可燃ごみ	9,769	9,250	9,232	9,949
不燃ごみ	2,162	2,104	2,092	—
不燃ごみ (プラスチック製容器 包装を除くプラスチック類)	—	—	—	1,690
不燃ごみ (金属類・割れ物)	—	—	—	724
粗大ごみ	210	197	197	310
有害ごみ	15	15	15	16
缶・ビン類 (資源物)	569	556	519	748
古紙類・古着 (資源物)	1,022	947	765	1,086
プラスチック製容器包装 (資源物)	412	402	408	588
ペットボトル (資源物)	149	157	159	229
生ごみ堆肥化 (資源物)	533	527	507	730
計	14,841	14,155	13,894	16,070

イ) 事業所

(単位: t)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (計画)
可燃ごみ	3,720	3,617	3,670	3,639
不燃ごみ	120	127	133	—
不燃ごみ (プラスチック製容器 包装を除くプラスチック類)	—	—	—	54
不燃ごみ (金属類・割れ物)	—	—	—	23
缶・ビン類 (資源物)	0	0	0	0
プラスチック製容器包装(資源物)	0	0	0	0
ペットボトル (資源物)	0	0	0	0
生ごみ堆肥化 (資源物)	0	0	0	160
計	3,840	3,744	3,763	3,876

ウ) その他 (直接搬入)

(単位: t)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (計画)
可燃ごみ	85	75	75	75
不燃ごみ	7	8	5	—
不燃ごみ (プラスチック製容器 包装を除くプラスチック類)	—	—	—	5

不燃ごみ (金属類・割れ物)	—	—	—	2
粗大ごみ	359	353	346	350
有害ごみ	0	0	0	0
缶・ビン類 (資源物)	0	0	0	0
古紙類・古着 (資源物)	15	33	27	30
プラスチック製容器包装 (資源物)	0	0	0	0
ペットボトル (資源物)	0	0	0	0
計	466	469	453	462

2. 排出抑制の方策

※括弧内は守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との関連

（1）ごみの5種16分別の徹底（基本方針2：さまざまな資源化への取組）

市内全世帯へのごみ収集日程表・分別の手引き等の配布により、5種16分別の徹底を図り、「プラスチック製容器包装」をはじめ、資源物へのごみの混入を減らすとともに、可燃ごみの中の「雑がみ」の資源化及び「生ごみ」の水切り・資源化を引き続き周知し、促進する。

（2）資源物集団回収の促進（基本方針2：さまざまな資源化への取組）

報奨金の交付等により、各地域の資源物集団回収を支援・サポートし、市民のごみ減量化及び資源物有効利用の意識付けを図る。

（3）生ごみ減量化の推進（基本方針3：意識の向上と実践）

- ①生ごみの水切りを積極的に推進する。
- ②常総環境センターの食品リサイクル堆肥化事業を積極的に推進する。

（令和7年1月20日現在：参加数累計5,784世帯）

（4）子供たちに対するごみ減量化の啓発（基本方針1：ごみの減量化の推進）

- ①5R やリサイクル推進等をテーマとしたポスター制作等を通じて、ごみ減量への関心と理解を深める。
- ②常総環境センター施設見学の奨励（年1回開催 各小学校4年生対象）

（5）廃棄物減量等推進員制度の活用（基本方針2：さまざまな資源化への取組）

- ①分別方法の周知徹底に向けて、地域の中心として啓発・立哨活動を行ってもらう。
- ②各リサイクル法やごみ減量化の制度及び施策について、推進員を通じて市民に周知する。
- ③ごみ処理に関する理解を深めていくために、常総環境センターで開催されるふれあいデー等を利用し、施設見学等を実施していく。（年1回開催）

（6）ごみ減量のためのPR活動（基本方針1：ごみの減量化の推進）

- ①ごみ減量に関する記事を広報紙やホームページへ定期的に掲載することで、市民のごみ減量に関する知識や理解を深める。
- ②ホームページを活用し、エコ・ショップの紹介やごみを減らす工夫・アイデア等の情報の提供を行い、市民自らの行動・実践を促していく。
- ③市民、小中学校の児童生徒及び各種団体等に、市の環境問題について理解と関心を深めてもらうため、市職員が講師として伺い「環境出前講座」を実施する。
- ④生ごみ減量キャンペーンを実施し、減量への取組に対する協力を求めていく。

（7）買物袋（マイバック）持参運動の推進（基本方針3：意識の向上と実践）

マイバックの持参を呼び掛け、レジ袋や過剰包装の削減を推進する。

（8）リサイクル伝言板の活用（基本方針1：ごみの減量化の推進）

リサイクル伝言板の活用を推進し、まだ使える物を有効活用してごみを削減する。

(9) 住民自ら行うごみ減量活動への支援（基本方針1：ごみの減量化の推進）

地域や市民団体等が主催するフリーマーケットやリサイクル市などのごみ減量活動を積極的に活用するよう支援する。

(10) 雑がみ収集の推進（基本方針1：ごみの減量化の推進）

可燃ごみ減量施策の一環として、資源物である雑がみの収集推進を図っていく。
「雑がみ分別早見表」を活用し、正しい分別に向けた取組の推進を図る。

(11) 小型家電製品の回収品目の拡充（基本方針2：さまざまな資源化への取組）

小型家電製品については、回収品目の拡充を図るとともに、広報紙やホームページに掲載し、回収量を増やすべく周知に努める。（令和6年度売扱量1,540kg）

(12) インクカートリッジ里帰りプロジェクト（リサイクル事業）への参加

（基本方針2：さまざまな資源化への取組）

インクカートリッジを扱う企業5社が実施する使用済インクカートリッジのリサイクルを目的とした「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、市内8箇所で使用済カートリッジの拠点回収を行い、リサイクルの推進を図る。

(13) 市職員に対するごみ減量の意識啓発（基本方針3：意識の向上と実践）

「ごみ減量の手引き」を掲示板に掲載して分別に関する周知を行い、市職員が率先してごみ減量に取り組むよう意識の高揚を図る。

(14) プラスチック製容器包装の正しい分別方法の啓発

（基本方針2：さまざまな資源化への取組）

不燃ごみの混入が目立つ「プラスチック製容器包装」の正しい分別方法について、広報紙やホームページ等を活用し、啓発に努める。

(15) 市内事業者に対するごみ減量の啓発（基本方針3：意識の向上と実践）

市内の事業者に対し、市内一斉ノーマイカーデーの通知やアンケート調査等を行う際に、ごみ減量化に関するチラシを同封し、資源物である古紙のリサイクル推進等、事業系一般廃棄物の削減を図る。

また、廃棄物を適正に処理するため、事業者向けの手引きを配布する。

3. 処理計画

(1) 収集運搬計画

① 処理主体

ア) 市(委託業者)が収集運搬するもの

- ・一般家庭及び公共施設等から排出される可燃ごみ、不燃ごみ(プラスチック製容器包装を除くプラスチック類)(金属類・割れ物)、粗大ごみ、有害ごみ
(乾電池・蛍光管・水銀体温計・充電式電池^{注1})、缶類(資源物)、BIN類(資源物)、古紙類・古着(資源物)、プラスチック製容器包装(資源物)、ペットボトル(資源物)

注1：Ni-Cd電池・Ni-MH電池・Li-ion電池及びこれらの電池が内蔵され取り外せない機器の事をいう
自転車用充電池、ポータブル電源等は除く

イ) 許可業者が収集運搬するもの

- ・事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ(プラスチック製容器包装を除くプラスチック類)(金属類・割れ物)、缶類(資源物)、BIN類(資源物)、プラスチック製容器包装(資源物)、ペットボトル(資源物)、家庭から排出される一時多量ごみ^{注2}

注2：引越し、遺品整理等で発生する大量の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等

ウ) 排出者(事業者を含む)が直接処理施設へ搬入できるもの

- ・一般家庭及び公共施設等から排出される可燃ごみ、不燃ごみ(プラスチック製容器包装を除くプラスチック類)(金属類・割れ物)、粗大ごみ、有害ごみ
(乾電池・蛍光管・水銀体温計・充電式電池)、缶類(資源物)、BIN類(資源物)、プラスチック製容器包装(資源)、ペットボトル(資源物)
- ・事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、缶類(資源物)、BIN類(資源物)、プラスチック製容器包装(資源物)、ペットボトル(資源物)

② 収集運搬する一般廃棄物の量

一般家庭

(単位: t)

区分	年間の収集運搬量
可燃ごみ	9,949
不燃ごみ(プラスチック製容器包装を除くプラスチック類)	1,690
不燃ごみ(金属類・割れ物)	724
粗大ごみ	310
有害ごみ	16
缶・BIN類(資源物)	748
古紙類・古着(資源物)	1,086
プラスチック製容器包装(資源物)	588

ペットボトル (資源物)	229
生ごみ堆肥化 (資源物)	730
計	16,070

○ 事業所

(単位：t)

区分	年間の収集運搬量
可燃ごみ	3,639
不燃ごみ (プラスチック製容器包装を除くプラスチック類)	54
不燃ごみ (金属類・割れ物)	23
缶・ビン類 (資源物)	0
プラスチック製容器包装 (資源物)	0
ペットボトル (資源物)	0
生ごみ堆肥化 (資源物)	160
計	3,876

○ その他 (直接搬入)

(単位：t)

区分	年間の運搬量
可燃ごみ	75
不燃ごみ (プラスチック製容器包装を除くプラスチック類)	5
不燃ごみ (金属類・割れ物)	2
粗大ごみ	350
有害ごみ	0
缶・ビン類 (資源物)	0
古紙類・古着 (資源物)	30
プラスチック製容器包装 (資源物)	0
ペットボトル (資源物)	0
計	462

③ 収集回数

ア) 一般家庭

区分	収集回数
可燃ごみ	2回／週
不燃ごみ (プラスチック製容器包装を除くプラスチック類)	3回／月
不燃ごみ (金属類・割れ物)	1回／月
粗大ごみ	2回／月
有害ごみ	隨時
缶・ビン類 (資源物)	2回／月
古紙類・古着 (資源物)	2回／月
プラスチック製容器包装 (資源物)	1回／週
ペットボトル (資源物)	2回／月

生ごみ堆肥化	2回／週
--------	------

イ) 事業所

区分	収集回数
可燃ごみ	許可業者との取り決めによる
不燃ごみ（プラスチック製容器包装を除くプラスチック類）	許可業者との取り決めによる
不燃ごみ（金属類・割れ物）	許可業者との取り決めによる
缶・ビン類（資源物）	許可業者との取り決めによる
プラスチック製容器包装（資源物）	許可業者との取り決めによる
ペットボトル（資源物）	許可業者との取り決めによる

④ 分別・収集方法

ア) ごみの分別区分

5種		16分別	
1	可燃ごみ	1	燃やせるごみ
2	不燃ごみ	2	プラスチック製容器包装を除くプラスチック類
		2	金属類・割れ物
3	粗大ごみ	3	粗大ごみ
4	資源物	4	缶
		5	無色ビン
		6	茶色ビン
		7	その他のビン
		8	新聞紙
		9	雑誌・雑がみ
		10	段ボール
		11	紙パック
		12	古布
		13	プラスチック製容器包装
		14	ペットボトル
		15	乾電池、水銀体温計、充電式電池等
5	有害ごみ	16	蛍光管

イ) 収集方法 ○ 一般家庭の収集方法

区分	収集方法
可燃ごみ	指定袋によるステーション方式
不燃ごみ（プラスチック製容器包装を除くプラスチック類）	指定袋によるステーション方式

不燃ごみ（金属類・割れ物）	指定袋によるステーション方式
粗大ごみ	予約申込による戸別収集（有料）
有害ごみ（乾電池、蛍光管、水銀体温計等）	公共施設等に設置している回収容器から収集
缶類（資源物）	指定袋によるステーション方式
ビン類（資源物）	3色分別コンテナによるステーション方式
古紙類・古着（資源物）	ステーション方式
プラスチック製容器包装（資源物）	指定袋によるステーション方式
ペットボトル（資源物）	指定袋によるステーション方式
生ごみ堆肥化（資源物）	戸別回収（登録制）

○ 事業所の収集方法

区分	収集方法
可燃ごみ	市の許可を受けて、常総環境センターへ（直接搬入又は市許可業者に依頼）
不燃ごみ（プラスチック製容器包装を除くプラスチック類）	
不燃ごみ（金属類・割れ物）	
缶・ビン類（資源物）	
プラスチック製容器包装（資源物）	
ペットボトル（資源物）	
生ごみ堆肥化（資源物）	

○ 直接搬入

市の許可を受け、自ら常総環境センターへ搬入

⑤ 一般廃棄物の搬入先別運搬量

ア) ごみ及び資源物

○ 搬入先

名称	所在地
常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター	守谷市野木崎4605

年間運搬量 (単位: t)

区分	年間運搬量
可燃ごみ	13,663
不燃ごみ（プラスチック製容器包装を除くプラスチック類）	1,749
不燃ごみ（金属類・割れ物）	749
粗大ごみ	660

有害ごみ (乾電池、蛍光管)	16
缶・ビン類 (資源物)	748
プラスチック製容器包装 (資源物)	588
ペットボトル (資源物)	229
生ごみ堆肥化	730
計	19,132

○ 搬入先

名称	所在地
(株)むかしの堆肥	下妻市大字黒駒 1084 番 1
日立セメント (株)	土浦市東中貫町 6 番 8

年間運搬量 (単位: t)

区分	年間運搬量
生ごみ堆肥化 (食品残渣)	160

○ 搬入先

名称	所在地
美濃紙業(株)茨城営業所	守谷市立沢 1856-1

年間運搬量 (単位: t)

区分	年間運搬量
古紙類・古着 (資源物)	1,116

⑥ 収集運搬委託業者及び許可業者

ア) 委託業者 (3社)

業者名	住所	委託内容	収集運搬する区域
(有)ホーキタ清運	守谷市立沢 147	一般家庭及び公共施設等から排出される一般廃棄物の収集運搬	市が指定した区域
(株)シイナクリーン	守谷市野木崎 1349-1	一般家庭及び公共施設等から排出される一般廃棄物の収集運搬	市が指定した区域
(有)北守谷商事	守谷市板戸井 1934-2	一般家庭及び公共施設等から排出される一般廃棄物の収集運搬	市が指定した区域

イ) 許可業者 (24社)

業者名	住所	許可内容	収集運搬する区域
(株)シイナクリーン	守谷市野木崎 1349-1	事業系一般廃棄物の収集運搬 家電リサイクル法対象特定家庭用機器の収集運搬	市内全域
(有)北守谷商事	守谷市板戸井 1934-2	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)ホーキタ清運	守谷市立沢 147	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)梅木商会	常総市大塚戸町 135-1	事業系一般廃棄物の収集運搬 家電リサイクル法対象特定家庭用機器の収集運搬	市内全域
エルエス工業(株)	東京都渋谷区 千駄ヶ谷 3 丁目 2-8-503	実験動物死体及び付随汚物	市内全域
(有)Y Y C	千葉県野田市 桜台 1587	胎盤及び産褥汚物の収集運搬	市内全域
(株)十河サービス	東京都板橋区 南常盤台 1-18-7	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)日の丸商事	つくば市田中 2126-2	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
勝田環境(株)	ひたちなか市大字津田 2554-2	家電リサイクル法対象特定家庭用機器の収集運搬	市内全域
(株)ダイゼン	常総市水海道宝町 3385-3 ダイゼンビル	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
北関東通商(株)	水戸市東前 3-234	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)栄林	龍ヶ崎市佐貫 3-11-14	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)綜合環境サービス	千葉県我孫子市 布佐 3398	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)結南クリーンセンター	結城市大字結城 7188	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)中澤産業	つくばみらい市 狸穴 1360-1	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)三美園小林	守谷市乙子 448	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域

(株)日昇つくば	つくば市片田 468	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)大山清運	柏市松ヶ崎 363-1	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)光企業	取手市寺田 4888	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
マエヤマ・エコワークス(株)	坂東市神田山 1129	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)クリーン産業	利根町羽中 1391	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)久松クリーン産業	つくば市上横場 2006	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
未来産業	常総市十花町 423-6	事業系一般廃棄物の収集運搬 一時多量ごみ	市内全域
株式会社 PROTECT EARTH	取手市稻 358-4	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域

⑦ その他

○ 資源回収を目的とした小型家電製品の拠点回収

ボックス設置箇所	庁舎・公民館等公共施設 8 箇所、商業施設 2 箇所
対象品目	デジタルカメラ、家庭用ゲーム機、ACアダプタ、電子手帳 ビデオカメラ、卓上計算機、携帯音楽プレーヤー カーナビ、携帯電話など
持込先	(株)リーテム

○ 資源回収を目的とした小型家電製品の宅配回収

対象品目	400 点以上 (https://www.renet.jp 参照)
回収先	リネットジャパン(株) 小型家電リサイクル法認定事業者

○ 常総環境センターへ搬入できない廃棄物の処理

ア) 危険物

品目	問い合わせ先
ガスボンベ	販売店にお問い合わせください
医療廃棄物	市役所生活環境課にお問い合わせください
劇薬類	市役所生活環境課にお問い合わせください
農薬	市役所生活環境課にお問い合わせください
塗料	・(株)日昇つくば 029-838-1070
消火器	・モーリス防災販売(株) 0297-48-0119 ・(株)ジョイフル本田守谷店 0297-48-8020 ・(株)消火器リサイクル推進センター 03-5829-6773
火薬、廃油(食用油を除く)	販売店にお問い合わせください

試薬・薬品・廃液	ミヤマ(株) 029-308-1002
----------	---------------------

イ) 農業廃棄物（※産業廃棄物に該当します。）

品目	問い合わせ先
塩化ビニール製プラスチックコンテナ、畦シート	・(社)茨城県産業資源循環協会 029-301-7100
ポリエチレン製シート、育苗箱、肥料の袋等	・市役所経済課 ・(社)園芸いばらき振興協会リサイクルセンター 029-293-6800
大型農機具類 (長さ 2m、重さ 50kg を超えるもの)	・(社)茨城県産業資源循環協会 029-301-7100

ウ) その他

品目	問い合わせ先
ピアノ	・(株)浜名 0120-123-314
耐火金庫	・(株)日の丸商事 029-867-1106 ・日本セーフ・ファニチュア協同組合連合会 03-6659-6248
スロット台、パチンコ台	・(株)日昇つくば 029-838-1070 ・(株)日の丸商事 029-867-1106
ボウリングの玉	・フジ取手ボウル 0297-73-2031
切り株	・(株)日昇つくば 029-838-1070 ・(株)日の丸商事 029-867-1106 ・(株)梅木商会 0297-21-6699
土砂類 (石、土、砂等)	・(株)日昇つくば 029-838-1070 (※土、砂に限る) ・(株)日の丸商事 029-867-1106 ・(株)梅木商会 0297-21-6699 (※土、砂に限る)
建築廃材 (コンクリートガラ、レンガ、タイル、ブロック類、瓦類、保温材、パイプ等 (材質が塩化ビニールのもの)、石膏ボード類、廃木材 (長さ 3m、幅 1.5m、厚さ 15cm を超えるもの)、浄化槽)	・(株)日昇つくば 029-838-1070 ・(株)日の丸商事 029-867-1106
浴槽 (FRP製、人造大理石製)	・(株)日昇つくば 029-838-1070 ・(株)日の丸商事 029-867-1106
自動車用品 (タイヤ (外径 76cm より大きいもの)、キャリア (FRP製)、マフラー、バンパー等)	・(株)日昇つくば 029-838-1070 ・(株)日の丸商事 029-867-1106

便器・洗面台（陶器製の物に限る）	市役所生活環境課にお問い合わせください
------------------	---------------------

エ) リサイクルできる物

品目	問い合わせ先
オートバイ (二輪車リサイクルシステムによる処分)	・二輪車リサイクルセンター 050-3000-0727
パソコン (メーカー及び認定事業者による回収・処分)	<ul style="list-style-type: none"> ・各パソコンメーカー ・パソコン3R推進協会 03-5282-7685 ・リネットジャパン(株) <p>※ノートパソコンについては、小型家電製品としても処分できます。</p>
家電リサイクル法対象品 (テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、衣類乾燥機)	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル券センター 0120-319640

※ 上記は、自らの責任において処理しなければならない廃棄物であるため、当該物を取り扱っている小売業者又は製造業者等、若しくは専門の処理業者に引き取りを依頼し、適正に処理するよう指導する。

(2) 中間処理計画

① 処理施設

施設名	常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター
所在地	守谷市野木崎 4605
敷地面積	21,058.57 m ²
建築面積	10,955.36 m ²
延床面積	<p>24,666.95 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設 15,453.53 m² ・資源化施設 8,017.62 m² ・啓発棟（渡り廊下含む） 1,155.52 m² ・計量棟 40.28 m²
建物及び煙突	<p>工場棟 地下1階 地上6階建 高さ約37m 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造</p> <p>啓発棟 地上3階建 高さ約15m 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造</p> <p>煙突 高さ59m</p>
建設年月日	着工 平成20年3月 竣工 平成24年8月
炉形式	全連続燃焼式
処理方式	キルン式ガス化溶融方式
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん機、減温塔、乾式有害ガス除去装置、 活性炭吹込、触媒反応塔
余熱利用設備	場内外利用発電（常総運動公園・地域交流センター）3,000 kW 場内外給湯（地域交流センター）、蒸気供給（常総運動公園）
トラックスケール	30t×2基、50t×1基（ICカード方式）
処理能力	<p>○焼却施設 258t／24h (86t／24h×3炉)</p> <p>○資源化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物処理 44t／5h (缶7t／5h、ビン13t／5h、ペットボトル5t／5h、その他プラスチック19t／5h) ・粗大ごみ処理 83t／5h (粗大ごみ選別19t／5h、破碎選別64t／5h)

設計ごみ質低位 発熱量	高質 2,700kcal/kg 低質 1,400kcal/kg 基準 2,200kcal/kg
ごみピット	ごみピット総合計容量 1,891 t = 9,953 m ³ (0.19 t / m ³) 258 t / 日 × 7 日以上 ①ごみ受入ピット 901 t = 4,744 m ³ (0.19 t / m ³) ②破碎ごみピット 990 t = 5,209 m ³ (0.19 t / m ³) 粗大ごみピット 39 t = 260 m ³ (0.15 t / m ³) 不燃ごみピット 156 t = 1,040 m ³ (0.15 t / m ³) その他プラごみピット 57.2 t = 1,430 m ³ (0.04 t / m ³) ペットボトルごみピット 15 t = 500 m ³ (0.03 t / m ³) 缶類ごみピット 21 t = 700 m ³ (0.03 t / m ³)
処理物ピット	溶融スラグピット 105 t = 75 m ³ (1.4 t / m ³) 飛灰処理物ピット 70 t = 70 m ³ (1.0 t / m ³) 溶融不適物コンテナ 2.4 t = 8 m ³ (0.3 t / m ³)
貯留ヤード	アルミ缶ヤード 29 m ³ 、スチール缶類ヤード 29 m ³ 、アルミ類ヤード 90 m ³ 、鉄類ヤード 90 m ³ 、ペットボトルヤード 60 m ³ 、その他プラヤード 130 m ³
クレーン	○焼却施設 9.6 t × 2 基 ○資源化施設 3.8 t × 2 基、4.1 t × 1 基
補助燃料	灯油 (非常用自家発電機のみA重油)

② 生ごみ堆肥化施設

施設名	常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター
所在地	守谷市野木崎 5054
公称能力	3.8 t / 5 h

(3) 最終処分計画

① 処分の方法：埋立処分及びリサイクル

② 溶融スラグ・飛灰処理物及び溶融不適物の埋立処分委託先

名称	所在地
(一財)茨城県環境保全事業団	笠間市福田 165-1
ジークライト(株)処分場	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢 773-1～2
グリーンフィル小坂(株)	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢 96-29
(株)エコス米沢	山形県米沢市大字築沢 7030-20
渡辺産業(株)	栃木県日光市町谷 1802

③ 有害ごみ（乾電池、蛍光管、水銀体温計、充電式電池等）の処分委託先

名称	所在地
野村興産(株)	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1

(4) 占有者又は事業者の協力義務（守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例抜粋）

① 計画遵守義務（第28条）

ア) 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内的一般廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出すなど、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

イ) 占有者は、排出される一般廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発生しないように、市の指定する方法で搬出するとともに、所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

※ 所定の場所とは「ごみ集積所」を指す。

※ 占有者とは、市内の土地又は建物の所有者、管理者又は居住者をいう。（第2条）

② 排出禁止物（第29条）

ア) 占有者は、市が行う家庭系一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- 1) 有害性のある物
- 2) 危険性のある物
- 3) 引火性のある物
- 4) 著しく悪臭を発する物

5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

6) 前各号に掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭系一般廃棄物の処理機能に支障が生じるもの

イ) 占有者は、前項各号に掲げる家庭系一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

③ 市民の責務（第11条）

ア) 市民は、家庭系一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭系一般廃棄物をなるべく自ら処分するなどにより、家庭系一般廃棄物の減量に努めなければならない。

イ) 市民は、家庭系一般廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等に関し、市の施策に協力しなければならない。

④ 事業者の責務（第10条）

ア) 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

イ) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

ウ) 事業者は、その廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

エ) 事業者は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（5）一般廃棄物の処理手数料（第36条）

ア) 市が行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬のうち、粗大ごみについては1点につき500円の手数料を徴収する。その他の家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料は、無料とする。

イ) 市民又は事業者が、市の許可を受け自ら一般廃棄物を常総環境センターに搬入するときは、常総地方広域市町村圏事務組合「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和49年常総地方広域市町村圏事務組合条例第9号）に定めるところによる。

第2章 し尿及び浄化槽汚泥

1. 計画処理区域及び排出量

(1) 計画処理区域

区分	計画収集区域
し尿	市内全域
浄化槽汚泥	市内全域

(2) 排出量

(単位 : kl)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込)	令和 7 年度 (計画)
し尿	179	180	167	164
浄化槽汚泥	147	110	149	138

2. 処理計画

(1) 収集運搬計画

① 処理主体

- ア) 許可業者が収集運搬する一般廃棄物
・し尿及び浄化槽汚泥

② 収集運搬する一般廃棄物の量

(単位 : kl)

区分	年間の収集運搬量
し尿	164
浄化槽汚泥	138

③ 収集回数

区分	収集回数
し尿	随時
浄化槽汚泥	随時

④ 廃棄物の搬入先及び収集方法

ア) 搬入先

名称	所在地
常総衛生組合 「クリーンセンター きぬ」	つくばみらい市小絹 1450

イ) 収集方法

区分	収集方法
し尿	常総衛生組合許可業者による収集
浄化槽汚泥	常総衛生組合許可業者による収集

⑤ 収集運搬業者

ア) 許可業者

業者名	住所	内容	収集運搬する区域
(株) シイナクリーン	守谷市野木崎 1349-1	し尿・浄化槽汚泥	守谷市内全域

(2) 中間処理計画

① 処理施設

ア) し尿処理施設

施設名	常総衛生組合 「クリーンセンター きぬ」	
所在地	つくばみらい市小絹 1450	
形式	標準脱窒素処理方式+高度処理	
公称能力	150 kl/日 (100 kl/日 + 50 kl/日)	
搬入される廃棄物の内訳量	し尿 (守谷市分)	144 kl/年
	浄化槽汚泥 (守谷市分)	148 kl/年
残渣処分方法	し渣及び 脱水汚泥： 焼却後埋立処分 (80 t/年) (北茨城市) 沈砂： 埋立処分 (12.5 t/年) (北茨城市)	

《参考資料》

① 1人1日当たりのごみの排出量

(単位: g)

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (計画)
排出量 ^{※1}	守谷市	748	713	702	781
うちセンター搬入量 ^{※2}	守谷市	687	675	672	744 d
うち家庭ごみ搬入量 ^{※3}	守谷市	537	527	524	595

※1 「排出量」: 家庭・事業所から排出された一般廃棄物を常総環境センターに搬入した量と行政による資源物回収量

※2 「うちセンター搬入量」: 上記の排出量の内、常総環境センターに搬入された一般廃棄物の量

※3 「うち家庭ごみ搬入量」: 上記のセンター搬入量の内、家庭から排出された一般廃棄物の量

② 資源物集団回収量

(単位: kg)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (計画)
回収量	560,157	498,837	358,200	659,000